

令和6年第4回(3月) 上越市選挙管理委員会臨時会

- 1 日 時 令和6年3月22日(金)午後4時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎4階 2401会議室
- 3 付議事項
 - 議案第34号 上越市議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
 - 議案第35号 上越市選挙管理委員会事務局組織規程及び上越市選挙管理委員会事務局職員の標準的な職を定める規程の一部改正について
- 4 報告事項
 - 報告1 上越市議会議員一般選挙立候補予定者説明会の開催結果について
 - 報告2 上越市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所の変更について
 - 報告3 専決処分した内容について
- 5 その他
 - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和5年度 明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞
「選挙へ行こう 未来を変える 第一歩」 三和中学校1年 笹川 侑哉 さん

議案第 34 号 上越市議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年法律第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙 1 のとおり選任する。

（4 月 14 日告示予定）

※ 投票所の投票管理者は、上越市職員の課長級又は副課長級職員で選挙権を有する者の中から適任者を選任する。ただし、やむを得ない事情により同上の職員を充てることが困難な場合は、それ以外の者を選任する。また、同職務代理者は、上越市職員の係長級職員で選挙権を有する者の中から適任者を選任することとし、やむを得ない事情による場合は投票管理者と同様の取り扱いとする。

議案第 35 号 上越市選挙管理委員会事務局組織規程及び上越市選挙管理委員会事務局職員の標準的な職を定める規程の一部改正について

1 改正理由

定年引上げ制度の実質的な開始に合わせ、60歳に達した翌年度以降の職として、新たに「副主幹」及び「副主査」を設けるもの

2 改正内容

(1) 上越市選挙管理委員会事務局組織規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

- ① 第3条第2項第2号中「副参事」の次に「、副主幹」を、「主査」の次に「、副主査」を加える。
- ② 第4条中第7項を第8項とし、同条第6項中「主査」の次に「、副主査」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
- ③ 5 副主幹は、委員長の特命若しくは上司の命を受けて所掌事務を処理し、又は上司の命を受けて係の事務を処理する。

(2) 上越市選挙管理委員会事務局職員の標準的な職を定める規程（平成28年上越市選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

- ① 第2条の表一般行政事務の職務の項職の欄中「及び主幹」を「、主幹及び副参事」に改める。
- ② 第3条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。
- ③ 組織規程第3条第2項第2号に規定する副主幹及び副主査の職に任命された職員の職務に係る標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に定める職のうちから別に定める。

職	標準的な職
組織規程第3条第2項に規定する副主幹	次長又は係長
組織規程第3条第2項に規定する副主査	係長又は主任

3 施行期日

令和6年4月1日

4 改正文（案）

別紙2のとおり

報告1 上越市議会議員一般選挙立候補予定者説明会の開催結果について

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙立候補予定者説明会の開催結果について、次のとおり報告する。

- 1 日 時 令和6年3月16日（土）午後2時から4時30分まで
- 2 会 場 春日謙信交流館 集会室
- 3 出席者 39 陣営
- 4 内 容 「候補者のしおり」、「公費負担の手引」に基づき説明
※選挙運動用通常葉書は高田郵便局、選挙運動用自動車搭載の看板は上越警察署の各担当者が説明

報告2 上越市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所の変更について

上越市議会議員の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成23年条例第47号）第2条の規定によるポスター掲示場の設置場所を、次のとおり変更したことを報告する。

- 1 設置場所を変更したポスター掲示場
別紙3のとおり（全524か所のうち変更箇所は1か所）
- 2 設置完了予定
令和6年4月12日（金）（同日告示予定）

報告3 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号）第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件 名
4	令和6年3月1日	上越市議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について
5	令和6年3月1日	上越市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の使用日の指定について
6	令和6年3月1日	各種請求を行うに必要な連署者数について
7	令和6年3月1日	市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
8	令和6年3月22日	令和6年第4回（3月）上越市選挙管理委員会臨時会の開催について